

議案23号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年4月15日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日

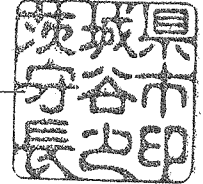
議案	頁数
23号	1

専 決 処 分 書

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

守谷市長 会 田 真



守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

守谷市長 会田 真一

守谷市条例第 4 号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の守谷市国民健康保険条例第7条の規定は、平成23年4月1日以降に被保険者が出産した場合における出産育児一時金の支給について適用し、同日前に被保険者が出産した場合における出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 守谷市国民健康保険条例第7条第1項に規定する出産育児一時金の支給の特例に関する条例（平成21年守谷市条例第20号）は、廃止する。

議案	頁数
23号	2

提案理由（議案第23号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月30日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行を受け、守谷市国民健康保険においても平成23年4月1日以降に出産した場合における出産育児一時金の引上げを恒久化するため、守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として39万円を支給する。</u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要がある<u>と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として35万円を支給する。</u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要がある<u>と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>